

区長報告第十八号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十九日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年十一月二十七日

港区長 清 家 愛

記

令和七年三月二十一日議決を得た工事請負契約（港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事）の契約金額「三億二千七百六十八万三千三十五円」を「三億三千百三十五万五千五百八十五円」に変更する。